

記載要領

様式第4の口（第4条、第5条関係）

屋内貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		注1									
建築物の構造	階 数		建築面積	m ²	延べ面積		m ²				
	壁 延焼の恐れのある外壁		柱		床						
	その他の壁		は り		屋根又は上階の床						
注2	窓		出入口		階 段		軒高 階高 m				
建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造 注3		階 数		建築面積	m ²	延べ面積	m ²				
		建築物の構造概要									
架台の構造		注4									
採光、照明設備		注5									
換気、排出の設備		注6									
電気設備		注7									
避雷設備		注8									
通風、冷房装置等の設備		注9									
消火設備		注10									
警報設備		注11									
工事請負者住所氏名		注12 電話									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

屋内貯蔵所構造設備明細書記載要領

- 注 1 事業の概要を簡潔に記入する。(例: プラスチック製品製造業)
- 注 2 「建築物の構造」欄は、次により記入する。
ア 一棟規制の場合は、各項目に建物構造を記入する。
イ 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも製造所(一般取扱所)のように供する部分の構造を記入するものであり、記入方法は次のとおりとする。
・階数—設置する階を記入する。(例: 3階建の2階部分)。
・建築面積、延べ面積—設置する部分が単独で地盤面上に設けられているとみなして面積を記入する。ただし、危険物倉庫の床面積は、1,000 m²を超えないこと。
・屋根—上階(他用途部分)がある場合は上階の床の構造を記入する。
・階段—専用部分がある場合はその構造を記入する。
- 注 3 「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」欄は、次により記入する
ア 一棟規制の場合は、記入しない。
イ 建物の一部に設置する場合は、各項目とも建築物全体についての建物構造を記入する。
- 注 4 「架台の構造」欄は、架台の材質、設置台数を記入する。
原則移動式の架台は認められない。
- 注 5 「採光、照明設備」欄は、種別(窓、照明)、防爆構造の種別、数を記入する。
- 注 6 「換気、排出の設備」欄は、「回転式ベンチレーター3基、自動強制排出設備2基」等と記入する。
換気設備により室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温を上昇させないようにするため、危険物の貯蔵、取扱状態等に応じた適当な換気設備を選ぶとともに、当該換気設備を適正な位置に設置すること。
※ 換気能力は、1時間当たりおおむね5回以上であること。(自然換気設備を除く。)
- 注 7 「電気設備」欄は、その種別、形式、個数、防爆、防水型等について記入する。
その他、電気工作物に係る法令の規定による。
- 注 8 「避雷設備」欄は、例えば「JISA4201による突針3本」又は「独立架空地線による」等と記入する。
- 注 9 「通風、冷房装置等の設備」欄は、当該屋内貯蔵所に設置した通風、冷房及び暖房装置の概要を記入する。
- 注 10 「消火設備」欄は、例えば「第3種二酸化炭素消火設備(全域)」、「第4種(粉末ABC消火器140kg)×2本」、「第5種(粉末消火器6kg)×5本」等と記入する。
- 注 11 「警報設備」の欄は、危険物の規制に関する規則第37条で規定する区分のうち、当該屋内貯蔵所に設置したものを記入する。
- 注 12 「工事請負責任者住所氏名」欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入する。